

第六十五回国 参議院内閣委員会 會議録第七号

昭和四十六年三月十一日(木曜日)
午後一時三十分開会

委員の異動

三月二日

長屋 茂君

補欠選任
近藤英一郎君

三月三日

長屋 茂君

補欠選任
長屋 茂君

三月十一日

辞任
浅井 亨君

補欠選任
黒柳 明君

岩間 正男君

藤原 房雄君

岩間 正男君

野坂 参三君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

田口長治郎君

塚田十一郎君

安田 隆明君

足鹿 覺君

上田 哲君

石原幹市郎君

植木 光教君

源田 実君

佐藤 隆君

長屋 茂君

渡辺一太郎君

森 勝治君

矢山 有作君

藤原 房雄君

松下 正寿君

国務大臣

国務大臣

政府委員

總理府恩給局長

總理府統計局長

科学審議官

事務局側

常任委員会専門員

相原 桂次君

山中 貞則君

平川 幸藏君

関戸 嘉明君

石倉 秀次君

本日、の會議に付した案件

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

(昭和四十六年度總理府本府予算に関する件)

○總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(田口長治郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。

本日、岩間正男君、浅井亨君、峯山昭範君が辞任され、野坂参三君、黒柳明君、藤原房雄君がそれぞれ選任されました。

○委員長(田口長治郎君) 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査のうち、昭和四十六年度總理府本府予算に関する件を議題といたします。

總理府事務局長より説明を聴取いたします。山中總理府事務局長。

○国務大臣(山中貞則君) 昭和四十六年度總理府の歳出予算要求額について、その概要を御説明いたします。

昭和四十六年度總理府の歳出予算要求額は三千九百九十七億六千七百九十九千円でありまして、これを前年度歳出予算額二千八百八十六億三千八百三十四万八千円に比較いたしますと、三百一十一億二千八百六十七万一千円の前増額となっております。

總理府の歳出予算要求額は、總理府内部部局及び付属機関のほかに、青少年対策本部、日本学術会議、中央公害審査委員会、近畿圏整備本部及び中部圏開発整備本部の機関に関するものであります。そのおもなる経費について、以下予定経費要求書の順に従って申し上げます。

政府施策に関する広報活動の積極的推進に必要な経費十八億二千九百八十九万九千九百九十九円、褒賞品製造に関する経費三億四千三百三十七万三千円、恩給の支給に必要な経費三億九千九百九十九万七千七百六十六円、青少年対策本部に必要な経費十億五千七百八十三万一千円、日本学術会議に必要な経費三億六千六百八十八万八千円、中央公害審査委員会に必要な経費四億四千二百四十四万四千円、近畿圏整備本部に必要な経費一億一千五百七十五万六千円、中部圏開発整備本部に必要な経費八千六百四十四万三千円等であります。

次に、その概要を御説明いたします。

政府施策に関する広報活動の積極的推進に必要な経費は、広報媒体の拡充強化及び世論調査実施等のための経費でありまして、前年度に比較して二億一千三百九十七万円の増額となっております。

褒賞品製造に関する経費は、春秋叙勲、経常的に行なう死没者及び外国人に対する叙勲、褒章等の授与、戦没者叙勲及び定例未伝達勲章、勲記の授与等に必要な経費でありまして、前年度に比較して五千六百五十九万円の増額となっております。

恩給の支給に必要な経費は、恩給法等に基づいて、文官、旧軍人及びその遺族等に対して恩給を支給し、また国会議員互助年金法に基づいて、退職した国会議員及びその遺族に対して互助年金等を支給するための経費でありまして、昭和四十六年度においては、新規裁定による増加、失権に伴う減少並びに昭和四十五年度に実施した恩給金額の改定の平年度化のほか、恩給金額の改定等、昭和四十六年度恩給改善措置に要する経費を計上しており、前年度に比較して三百四十九億一千六百二十四万五千円の増額となっております。

青少年対策本部に必要な経費は、青少年問題の研究調査、少年補導のためのセンター運営費補助、青少年健全育成推進事業、青年の国際交流、青少年指導者の養成確保及び国民健康体力増強等のための経費でありまして、前年度に比較して八千七百五十四万三千円の増額となっております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査及び国際共同事業の協力に関する業務の推進等のための経費でありまして、前年度に比較して二千五百二十二万六千円の増額となっております。

中央公害審査委員会に必要な経費は、公害紛争処理法に基づく公害にかかわる紛争の調停及び仲裁等のための経費でありまして、前年度に比較して一千九百六十二万二千円の増額となっております。

近畿圏整備本部に必要な経費は、近畿圏整備法に基づく近畿圏の整備に関する総合的な計画の作成及びこれに必要な調査のための経費でありまして、前年度に比較して八百九十九万五千円の増額となっております。

中部圏開発整備本部に必要な経費は、中部圏開発整備法に基づく中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画の作成及びこれに必要な調査のた

めの経費でありまして、前年度に比較して一千三十六万九千円の増額となっております。

以上、昭和四十六年度総理本府の歳出予算要求額の説明を終わります。

○委員長(田口長治郎君) 本件に関する本日の調査はこの程度にいたします。

○委員長(田口長治郎君) 総理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。山中総理府総務長官。

○国務大臣(山中貞則君) ただいま議題となりまして、総理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

改正点の第一は、総理府の付属機関として国立公文書館を設置することでありまして、

申すまでもなく、公文書類は、国の政治、経済、社会、文化等、各分野における歩みとあつける貴重な資料であります。このため、諸外国では、公文書類の保存については、国立の公文書館を設けて、集中的に保全、管理を行なうなど、手厚い措置を講じているところでありまして、しかし、わが国には、現在このような施設がなく、このことが公文書類の散逸、消滅の一因ともなっているとして、国立公文書館の設置については、かねてから各方面より強く要請されておりました。

政府としても、公文書類が持つ国家的、国民的資産としての価値の重要性にかんがみ、国立公文書館の設置について逐次準備を進めてまいりましたが、このたび、本年度中に北の丸公園内の建物もようやく完成する運びとなったものであります。

本公文書館は、おもな業務として、各省庁から移管を受けた公文書類を整理し、保存するとともに、これらを開覧に供するなど、その幅広い活用をはかり、あわせて、これに関連する調査研究及び事業を行なうものであります。

このような業務を行なうことにより、国立公文書館は、わが国の歴史を記録する貴重な公文書類を永く後世に伝えるとともに、過去の経験と教訓を現代に生かす重要な役割りを果たすことを目的とするものであります。

改正点の第二は、総理府の付属機関であります統計職員養成所を統計研修所に改めることでありまして、

統計職員養成所は、現在、統計事務に従事する国の行政機関及び地方公共団体の職員に対して職務上の訓練を行なっておりますが、近年における電子計算機の発達、情報化社会の進展等に伴い、統計に関する研修の需要は急激に拡大し、本養成所に対しまして、単に統計職員を養成するにとどまらず、広く一般の職員に対しても統計の知識、利用方法等を教育することが各機関から強く要請されるようになりました。このため、統計職員養成所の名称を統計研修所に改めるとともに、統計職員をも含めた一般の職員に対して統計に関する研修を行なうとするものであります。

改正点の第三は、同じく総理府の付属機関である海洋科学技術審議会を海洋開発審議会に改めることでありまして、

海洋の開発については、海洋に関する科学技術の振興を強力に推進するため、海洋科学技術審議会において、その方策等について調査審議を行なってきましたが、近年における海洋の開発の急速な進展は、単に科学技術の振興のみならず、海洋の利用、資源の活用等のための海洋の開発を総合的に促進する必要を生じてまいりました。このため、海洋科学技術審議会を海洋開発審議会に発展的に改組し、広く海洋の開発に関する基本的かつ総合的な事項を調査審議しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(田口長治郎君) 本案の審査は後日に譲

りたいと存じます。

○委員長(田口長治郎君) 恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。山中総理府総務長官。

○国務大臣(山中貞則君) ただいま議題となりまして、恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明いたします。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

恩給年額については、恩給審議会から恩給法第二条ノ二に規定されているいわゆる調整規定の運用の基準を示されるときに、その運用の前提として、現在の恩給年額を適正なものとする必要がある旨の答申をいただきました。そこで、政府としては、その答申の趣旨に基づき、昭和四十五年増額措置の追分として、恩給年額を、昭和四十四年十月当時の仮定年額二・二五増として計算して得た年額に昭和四十六年一月分から増額することとし、さらに、昭和四十四年度における公務員給与、消費者物価等の上昇を勘案して、恩給年額を、昭和四十六年一月分以降の恩給年額の八・四増とした年額に昭和四十六年十月分から増額することとするものであります。

その第二点は、文官等の恩給の不均衡の是正であります。

その一は、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた文官等の恩給の格付は正であります。

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた長期にわたる恩給の基礎俸給の格付けを旧基礎俸給年額が千四百四十円以下のものについては二号俸、旧基礎俸給年額が千四百四十円をこえ千六百二十円以下のものについては一号俸、それでは正することとするものであります。ただし、昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日までの退職者については、昭和二十二年六月三十日以前の退職者との給与の均衡を考慮して、必

要な調整を加えることとしております。

その二は、昭和二十三年七月一日以後退職した文官等の恩給の是正であります。

昭和二十三年六月三十日以前から引き続き退職し、同年七月一日から同年十一月三十日までの間に退職した文官等で、同年六月三十日に退職したものとすれば、その恩給年額が現に受ける恩給年額より多額となるものについては、同日に退職したものとした場合の恩給を給し得ることとしていますが、この措置を同年十二月一日以後退職した文官等の恩給についても適用することとするものであります。

その第三点は、公職追放者に対する一時金の支給であります。

連合国最高司令官の命令に基づく、いわゆる公職追放に関する法令の規定により、在職三年以上七年未満で退職した公務員またはその遺族に、追放解除時のベースにより計算した一時恩給または一時扶助料相当額の一時金を支給しようとするものであります。ただし、年金恩給または共済年金を受ける資格者を除くこととしております。

その第四点は、夫に対する扶助料の給与条件の緩和であります。

夫は、不具廃疾で生活資料を得る道がないことが扶助料給与の条件となっておりますが、公務員たる妻の死亡当時から不具廃疾である夫については、不具廃疾である限り、扶助料を給し得るよう条件を緩和しようとするものであります。

その第五点は、旧軍人等の戦地外戦務加算年及び各種職務加算年の算入であります。

年金恩給の資格要件については、旧軍人、旧軍人または旧軍属の実在職年に付すべき加算年のうち、戦地外戦務加算年及び辺陲または不健康地勤務加算年、その他の各種職務加算年をも基礎在職年に算入しようとするものであります。

その第六点は、旧軍人等に対する一時恩給等の支給であります。

実在職三年以上七年未満の下士官以上の旧軍人で、下士官以上としての在職年が一年以上のもの

またはその遺族に、昭和二十八年旧軍人恩給再出
発時のベースにより計算した一時恩給または一時
扶助料を支給しようとするものであります。ただ
し、年金恩給または共済年金を受けている者を除
くこととしております。

なお、旧軍人についても、これと同様の措置を
講じようとするものであります。

その第七点は、戦犯拘禁期間の通算制限の撤廃
であります。

在職中の勤務に関連する事由により戦争犯罪者
として拘禁された者の拘禁前の公務員としての在
職年を計算する場合には、拘禁前の公務員として
の在職年が普通恩給についての最短恩給年限に
達していないこと及び普通恩給についての最短恩
給年限に達するまでを限度とするという制限
のもとに、当該拘禁期間を通算することとしてお
りますが、これらの制限を撤廃しようとするもの
であります。

その第八点は、職務関連の傷病者に対する特例
傷病恩給の支給であります。

旧軍人または旧軍人が昭和十六年十二月八日
以後、本邦、朝鮮、台湾及び満洲等の地域におけ
る在職期間内において、その職務に関連して負傷
し、または疾病にかかった場合においては、これ
らの者に対し、公務傷病者に給せられていた増加
恩給または傷病年金の年額のそれぞれ七割五分に
相当する額の特例傷病恩給を給しようとするもの
であります。この場合において、特例傷病恩給に準
じ給付に扶養家族があるときは、公務傷病恩給に準
じ扶養加給を給し、第二項症以上の特例傷病恩給
受給者には特別加給を給することとしておりま
す。

その第九点は、外国政府職員等の抑留または留
用期間の通算であります。

外国政府職員等として昭和二十年八月八日まで
在職していた者が、引き続き海外において抑留ま
たは留用された場合には、当該抑留または留用期
間を外国政府職員等の在職期間と同様、公務員期
間に通算しようとするものであります。

その第十点は、外国政府職員等の在職期間の通
算条件の緩和であります。

外国政府職員等として昭和二十年八月八日まで
在職していた者の在職期間を公務員期間に通算す
る場合には、外国政府職員等となる前の公務員と
しての在職年が普通恩給についての最短恩給年限
に達していないことが条件となっておりますが、
この条件を廃止することとし、また、公務員から
外国政府職員等となった者で、外国政府職員等と
して昭和二十年八月八日までに在職していたもの
の当該職員期間を公務員期間に通算する場合に
は、これらの職員となるため公務員を退職したこ
とが条件となっておりますが、事実上外国政府職
員等となるため公務員を退職したものと認められ
る者についても、この通算措置を及ぼそうとする
ものであります。

その第十一点は、恩給外所得による普通恩給の
停止基準の緩和であります。

一、の恩給年額増額の措置に伴い、恩給外の所得
による普通恩給の停止に関する普通恩給及び恩給
外所得についての基準額を引き上げるとともに、
その停止率についても、現行の二割ないし五割
を、この停止制度創設時の率二割に改めようとし
るものであります。

なお、以上述べた措置は、昭和四十六年十
月一日から実施することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概
略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやか
に御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(田口長治郎君) 本案の審査は後日に譲
りたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十九分散会

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社国家管理の立法化反対に関する請
願(第七六四号)(第七七二号)(第七七五号)
(第七七六号)(第七七七号)(第七七八号)(第

七七九号)(第七八〇号)(第七八一号)(第七八
三号)(第七九〇号)(第七九二号)(第七九三
号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)
(第七九七号)(第七九八号)(第八〇九号)(第
八一二号)(第八一三号)(第八二二号)(第八二
七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇
号)(第八三一三号)(第八三二二号)(第八三三
号)(第八四〇号)(第八六七号)(第八七四号)(第
八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七
八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八九一
号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)
(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第
九〇二号)(第九〇三号)(第九〇四号)(第九〇五
号)(第九〇六号)(第九〇七号)(第九〇八号)(第
九〇九号)(第九一〇号)(第九一一号)(第九一二
号)(第九一三号)(第九一四号)(第九一五号)(第
九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九
号)(第九二〇号)(第九二一号)(第九二二号)(第
九二三号)(第九二四号)(第九二五号)(第九二六
号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第
九三〇号)(第九三一〇号)(第九三二〇号)(第九
三三〇号)(第九三四〇号)(第九三五〇号)(第九
三六〇号)

一、山形県の寒冷地手当改善に関する請願(第
七七三三号)(第七九二二号)(第八二二二号)(第八六
〇号)(第九四二二号)(第九八六六号)
一、滋賀県大津市の寒冷地引上げ等に関する
請願(第八一四号)
一、滋賀県長浜市の寒冷地引上げ等に関する
請願(第八一五号)
一、滋賀県信楽町の寒冷地引上げ等に関する
請願(第八一六号)
一、滋賀県愛知川町の寒冷地引上げ等に関する
請願(第八一七号)
一、滋賀県高月町の寒冷地引上げ等に関する
請願(第八一八号)
一、滋賀県日野町の寒冷地引上げ等に関する
請願(第八一九号)
一、滋賀県湖北町の寒冷地引上げ等に関する
請願(第八二〇号)
一、滋賀県米原町の寒冷地引上げ等に関する
請願(第八二二二号)
一、兵庫県温泉町の寒冷地引上げ等に関する
請願(第八二五五号)
一、兵庫県朝来郡の寒冷地引上げ等に関する

請願(第八三九号)
一、元満洲拓殖公社員に対する恩給法等の特例
制定に関する請願(第八七一七号)
一、兵庫県浜坂町の寒冷地引上げ等に関する
請願(第八八九号)(第九八三三三号)
一、元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する
請願(第一〇三七号)

第七六四号 昭和四十六年二月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 広島市宇品神田二丁目 池田千里
外六十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七七二号 昭和四十六年二月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市八本松一ノ一〇ノ二
本名孝夫外七十四名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七七五号 昭和四十六年二月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神戸市長田区五位ノ池町一ノ一四
原田良昭外四十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七七六号 昭和四十六年二月十二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都町田市野津田町並木一、九
四二 中村国男外七十二名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。
第七七七号 昭和四十六年二月十二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 滋賀県大津市本堅田町昭和園二〇

紹介議員 古川奈美江外五十九名
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七七八号 昭和四十六年二月十二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 岩手県水沢市大町一一 石川孝子
外四十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七七九号 昭和四十六年二月十二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 千葉市柏井町一、五三三ノ二八
水野潤一外四十九名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七八〇号 昭和四十六年二月十二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市広田町八ノ二五 前
田憲一外四十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七八一号 昭和四十六年二月十二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 岩手県一関市田村町二ノ一五 塚
原啓一外三十四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七八三号 昭和四十六年二月十三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 和歌山市西仲間町一ノ九 森孝春
外四十四名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七九〇号 昭和四十六年二月十三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二
通)
請願者 大阪市西成区鶴見橋北通四一ノ九
妹尾希代子外四十七名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七九二号 昭和四十六年二月十三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神戸市灘区篠原南町三ノ一〇
浜田謙三郎外二十四名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七九三号 昭和四十六年二月十三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神戸市灘区鹿ノ下通三ノ二ノ一九
野方晴美外二十四名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七九四号 昭和四十六年二月十三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県大宮市大和田町二ノ七二四
渡津外七十四名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七九五号 昭和四十六年二月十三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 静岡県大谷五七三ノ一 西沢康隆
外二十四名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七九六号 昭和四十六年二月十三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市稲野六ノ七 本田修
外七十四名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七九七号 昭和四十六年二月十三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神戸市灘区国玉通二ノ九ノ一四井
伊方 上田正昭外二十四名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七九八号 昭和四十六年二月十三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神戸市須磨区妙法寺界地八八 草
田明子外二十四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八〇九号 昭和四十六年二月十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市南四条西二丁目 高橋一
浩外百四名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八一二号 昭和四十六年二月十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二
通)
請願者 岩手県西磐井郡平泉町長島新田七
千葉幸生外百五十七名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八一三号 昭和四十六年二月十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二
通)
請願者 神戸市兵庫区有野町唐櫃六甲ヶ丘
六一三 愛原和子外百五十五名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八二三号 昭和四十六年二月十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(三
通)
請願者 兵庫県尼崎市東富松字才間二四六
一守敏介外六十八名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八二七号 昭和四十六年二月十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 宮城県石巻市中央一ノ一三ノ二
柴田みどり外百四十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八二八号 昭和四十六年二月十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 北海道赤平市字百戸四八 大倉ミ
カ外五十一名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八二九号 昭和四十六年二月十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 香川県高松市番町二ノ七ノ八 西
本共介外百十四名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八三〇号 昭和四十六年二月十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 愛知県岡崎市日名町三三三 大塚
徳幸外百四十九名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八三一号 昭和四十六年二月十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

請願者 北海道帯広市東一条南一〇丁目

早坂和正外百三十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八三二号 昭和四十六年二月十五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神奈川三浦郡葉山町一色二、一

五八 中田莊一外百五十五名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八三三三号 昭和四十六年二月十五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市上本郷二、六七七ノ

一〇 本村利春外四十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八四〇号 昭和四十六年二月十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二

通)

請願者 島根県安来市港町一、〇八五 実

重俊夫外二百七名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八六七号 昭和四十六年二月十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(六

通)

請願者 大阪府西成区津守町東三ノ一七〇

高橋悦子外百四十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八七四号 昭和四十六年二月十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道小樽市緑一ノ一九ノ六 井

上澄子外百四十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八七五号 昭和四十六年二月十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 鳥取市湖山町七三ノ六 山本文

雄外百四十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八七六号 昭和四十六年二月十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道小樽市汐見台二ノ一三ノ一

八 門田伸二外百四十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八七七号 昭和四十六年二月十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道小樽市稲穂二ノ五ノ一

藤公子外百四十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八七八号 昭和四十六年二月十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道小樽市花園三ノ二ノ二二

石井正二外百四十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八七九号 昭和四十六年二月十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道小樽市富岡一ノ二四ノ四

佐藤政弘外百四十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八八〇号 昭和四十六年二月十六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 埼玉県秩父市熊木町一三ノ三 白

井とよ外百四十九名

紹介議員 武辺 武君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九一八号 昭和四十六年二月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二

通)

請願者 島根県安来市姫崎町一、九七〇

富田邦芳外百四十一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九二〇号 昭和四十六年二月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 愛媛県南宇和郡城辺町伊勢町

野登美子外七十三名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九二二号 昭和四十六年二月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 長野県南安曇郡豊科町四、九一〇

岡崎不二夫外百四十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九二二二号 昭和四十六年二月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 香川県高松市錦町一ノ一六ノ一九

尾野達郎外百四十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九二三号 昭和四十六年二月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市高松二ノ二三ノ二六

武田修一外百四十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九二四号 昭和四十六年二月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市北山二ノ四ノ四六

高橋末吉外百四十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九二五号 昭和四十六年二月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市西島町五、四五七ノ

一 寺沢喜一外百四十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九二六号 昭和四十六年二月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 長野県伊那市中央区南新道 大野

田淑子外六十五名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九三七号 昭和四十六年二月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二

通)

請願者 横浜市緑区池辺町二、七八三 杉

本純子外二百四名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九四〇号 昭和四十六年二月十七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市南二三条西九丁目 安永順

生外百一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第九四二号 昭和四十六年二月十七日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(六通)

請願者 福島県いわき市平南白土八ッ坂二

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇三二号 昭和四十六年二月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 埼玉県川越市宮下町二ノ三ノ八
赤須登紀子外二十九名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇三三号 昭和四十六年二月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市北二条東一三丁目 大味
晃外百三名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇三〇号 昭和四十六年二月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 福島県郡山市富久山町久保田大原
七四ノ一〇 五十嵐富子外五十四名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇三二一号 昭和四十六年二月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都板橋区中台一ノ四五ノ九伊
藤方 下田妙子外七十四名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇三二二号 昭和四十六年二月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 横浜市区戸部本町三八ノ一〇
高橋敏彦外六十一名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇三三三三号 昭和四十六年二月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 岐阜県吉城郡神岡町東町 森千鶴
子外二十六名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇三四四四号 昭和四十六年二月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 岐阜県吉城郡神岡町桜ヶ丘 宮田
毅外六十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇三五五五号 昭和四十六年二月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都板橋区加賀二ノ六ノ一 高
尾文子外五十名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇三六六六号 昭和四十六年二月十八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 愛知県岡崎市羽根町陣場二二二
天野兼次郎外五十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第七七三三三三号 昭和四十六年二月十二日受理
山形県の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 山形県寒河江市丸内一ノ二ノ二山
形県職員労働組合西村山支部内
伊藤啓

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第七九一一号 昭和四十六年二月十三日受理
山形県の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 山形県寒河江市丸内一ノ二ノ二山
形県西村山地方事務所内 大江隆
敏

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第八二二二二二号 昭和四十六年二月十五日受理
山形県の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 山形市十日町二ノ四ノ二〇全農林
労働組合山形県本部本所食糧分会
内 鈴木芳吉

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第八六〇〇〇〇号 昭和四十六年二月十六日受理
山形県の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 山形県春日町五ノ二七全農林山形
県本部山形統計分会内 佐藤広一

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第九四四四四四号 昭和四十六年二月十七日受理
山形県の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 山形県村山市大字橋岡九三ノ一全
農林山形県本部村山分会内 阿部
寿郎

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第九八八八八八号 昭和四十六年二月十八日受理
山形県の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 山形県寒河江市六供町一ノ四ノ二
五全農林山形県本部寒河江分会内
宇野昭一

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第八一四四四四号 昭和四十六年二月十五日受理
滋賀県大津市の寒冷地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県大津市御陵町三ノ一大津市
長 西田善一

紹介議員 西村 関一君
滋賀県大津市の寒冷地をすみやかに一級地に引
き上げられたい。

他の三項目は、第二三八号と同じである。

第八一五五五五号 昭和四十六年二月十五日受理
滋賀県長浜市の寒冷地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県長浜市高田一ノ三三四長浜
市長 片山喜三郎

紹介議員 西村 関一君
滋賀県長浜市の寒冷地をすみやかに四級地に引
き上げられたい。

他の三項目は、第二三八号と同じである。

第八一六六六六号 昭和四十六年二月十五日受理
滋賀県信楽町の寒冷地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町大字長野八八
五信楽町長 中西保太郎

紹介議員 西村 関一君
滋賀県甲賀郡信楽町の寒冷地をすみやかに三級地
に引き上げられたい。

他の三項目は、第二三八号と同じである。

第八一七七七七号 昭和四十六年二月十五日受理
滋賀県愛知川町の寒冷地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県愛知郡愛知川町大字市七三
一愛知川町長 辰巳又四郎

紹介議員 西村 関一君
滋賀県愛知郡愛知川町の寒冷地をすみやかに三
級地に引き上げられたい。

他の三項目は、第二三八号と同じである。

第八一八号 昭和四十六年二月十五日受理

滋賀県高月町の寒冷地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡高月町大字渡岸寺一六〇高月町長 下村左森

紹介議員 西村 関一君

滋賀県伊香郡高月町の寒冷地をすみやかに五級地に引き上げられたい。

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第八一九号 昭和四十六年二月十五日受理

滋賀県日野町の寒冷地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町大字大窪五一六日野町長 橋田喜一郎

紹介議員 西村 関一君

滋賀県蒲生郡日野町の寒冷地をすみやかに三級地に引き上げられたい。

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第八二〇号 昭和四十六年二月十五日受理

滋賀県湖北町の寒冷地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県東浅井郡湖北町速水一、三八湖北町長 狩野武士

紹介議員 西村 関一君

滋賀県東浅井郡湖北町の寒冷地をすみやかに五級地に引き上げられたい。

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第八二二号 昭和四十六年二月十五日受理

滋賀県米原町の寒冷地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県坂田郡米原町大字米原米原町長 古沢与門

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第八二五号 昭和四十六年二月十五日受理

兵庫県温泉町の寒冷地引上げ等に関する請願

請願者 兵庫県美方郡温泉町湯湯村郵便局内 河越修

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二一八号と同じである。

第八三九号 昭和四十六年二月十六日受理

兵庫県朝来郡の寒冷地引上げ等に関する請願

請願者 兵庫県朝来郡和田山町和田山朝来郡町村長会内 生田春二

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二一五号と同じである。

第八七一号 昭和四十六年二月十六日受理

元満州拓殖公社社員に対する恩給法等の特例制定に関する請願

請願者 東京都板橋区向原二ノ三〇ノ五満拓会内 坪上貞二

紹介議員 石原幹市郎君

元満州拓殖公社社員であつた公務員に対して、その在職期間を恩給法等の在職期間に通算するよう、恩給法附則第四十三条を改正する措置を講ぜられたい。

理由

元満州拓殖公社の業務等を勘案し、同公社職員であつた公務員についても、旧満鉄外八特殊法人の職員と同様に措置して処遇の公平を期すべきである。(別紙資料添付)

第八八九号 昭和四十六年二月十七日受理

兵庫県浜坂町の寒冷地引上げ等に関する請願

請願者 兵庫県美方郡浜坂町二日市大庭中学校内 下田重雄

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第九八三号 昭和四十六年二月十八日受理

兵庫県浜坂町の寒冷地引上げ等に関する請願

請願者 兵庫県美方郡浜坂町浜坂一、三五二浜坂町議会議長 大下武雄

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第一〇三七号 昭和四十六年二月十八日受理

元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願(二通)

請願者 熊本市花園町九一六ノ二 丸目進外一名 高田 浩連君

紹介議員 高田 浩連君

この請願の趣旨は、第一〇八号と同じである。

三月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「及び援護局」及び「それぞれ」を削る。

第二十一條第五項中「助産婦及び衛生検査技師」を「その他の医療関係者」に改める。

第二十二條第五項中「理学療法士及び作業療法士」を「その他の医療関係者」に改める。

第二十六條の二に次の一項を加える。

4 国立若しくは若しくは更生指導所に、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者の福祉のための事業に従事する者の養成施設を附置することができる。養成施設に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第二十九條第一項の表中「中央衛生保護審査会」として衛生手続に關する適否の再審査を行ふこと。その他衛生保護上必要な事項を処理するを

「公衆衛生審議会」として衛生手続に關する重要な事項に關して、厚生大臣の諮問に應じて調査審議し意見を述べること。

公衆衛生に關する重要な事項に關して、厚生大臣の諮問に應じて調査審議し意見を述べること。

主として衛生手続に關する適否の再審査を行ふこと。その他衛生保護上必要な事項を処理するを

中央衛生保護審査会

主として衛生手続に關する適否の再審査を行ふこと。その他衛生保護上必要な事項を処理するを

中央衛生保護審査会

に改め、同表中中央精神衛生審議会、栄養審議会、結核予防審議会及び伝染病予防調査会の項を削る。

第三十六條の八第三号中「船員保険」を「船員保険の被保険者に関する記録並びに船員保険」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(精神衛生法の一部改正)

第二條 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次及び第三章の章名中「精神衛生審議会」を「地方精神衛生審議会」に改める。

第十三條から第十六條までを削る。

第十六條の二第三項を次のように改め、同条を第十三條とする。

3 地方精神衛生審議会は、関係行政機関に対し所属職員の出席、説明及び資料の提出を求めることができる。

第十六條の三を第十四條とし、第十六條の四を第十五條とし、第十六條の五を第十六條とする。

第十七條を次のように改める。

(条例への委任)

第十七條 地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会の運営に關し必要な事項は、条例で定める。

第二十九條の六第二項中「中央精神衛生審議会」を「公衆衛生審議会」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第三條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「結核予防審議会及び結核診査協議会」を「結核診査協議会」に改める。

第三十九條第二項中「結核予防審議会」を「公衆衛生審議会」に改める。

「第七章 結核診査協議会及び結核診査協議会」を「第七章 結核診査協議会」に改める。

改める。

第四十四条から第四十七条まで 削除

(栄養改善法の一部改正)

第四条 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条から第十五条まで 削除

(麻薬取締法の一部改正)

第五条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八條の六第九項及び第五十八條の第十四第二項中「精神衛生審議會」を「公衆衛生審議會」に改める。

三月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、兵庫県青垣町の寒冷級地引上げ等に関する
請願(第一〇四五号)(第一二一〇号)

一、靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願(第一〇四六号)(第一〇九一号)(第一〇九四号)(第一〇九四号)(第一〇九五号)(第一〇九六号)(第一〇九七号)(第一〇九八号)(第一〇九九号)(第一一〇〇号)(第一一五号)(第一一六号)(第一一七号)(第一一八号)

(第一一九号)(第一二〇号)(第一二一
号)(第一二三号)(第一六六号)(第一八
四号)(第一九三号)(第二二〇号)(第二二
一一号)(第二二二号)(第二二三号)(第二

二四号)（第二二五号）（第二二六号）（第二二九号）（第二六〇号）（第二三七号）（第二三八号）（第二三九号）（第二四〇号）（第二三一一号）（第二三二号）（第二三三号）（第三号）

一、山形県の寒冷地手当改善に関する請願（第一〇九三号）（第一一二二号）（第一一六〇号）（第一一七七号）（第一一九四号）

一、一世一元制の法制化促進に関する請願（第一二六号）（第一一五八号）（第一一八六号）

(第二二九号)

一、兵庫県朝来郡の寒冷級地引上げ等に関する請願(第一一三八号)

一、元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願(第一一五九号)(第二二三〇号)

一、兵庫県温泉町の寒冷級地引上げ等に関する
請願(第一二七三号)

一、通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に關

する請願(第一二三四号)(第一二三五号)(第一二三六号)(第一二三七号)(第一二三八号)(第一二三九号)(第一二四〇号)(第一二四一号)(第一二四二号)(第一二四三号)(第一二四四号)(第一二四五号)(第一二四六号)(第一二四七号)(第一二四八号)(第一二四九号)(第一二五〇号)(第一二五一号)(第一二五二号)(第一二五三号)(第一二五四号)(第一二五五号)(第一二五六号)

第一〇四五号 昭和四十六年二月十九日受理
兵庫県青垣町の寒冷地引上げ等に関する請願
請願者 兵庫県水上郡春日町黒井二、〇〇
五春日町長 高槻文三郎
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第二二〇号 昭和四十六年二月二十日受理
兵庫県青垣町の寒冷地引上げ等に関する請願
請願者 兵庫県水上郡青垣町佐沼六一九
二青垣町長 岩平慎吾
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第一〇四六号 昭和四十六年二月十九日受理
 財団法人日本神託協会管理の立法化反対に関する請願（
 十三通）
 請願者 静岡県磐田市地協町一、五六四
 小林国男外千二百七十七名
 紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二〇九一號 昭和四十六年二月十九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市麻生町二ノ八〇一ノ四七二
平田博司外百三名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇九二号 昭和四十六年二月十九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県大宮市桜木町四ノ八二五
遠藤裏蔵外四十三名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇九四号 昭和四十六年二月十九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 福島県いわき市平字一五〇二
尻孝治外七十四名
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇九五号 昭和四十六年二月十九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県南埼玉郡宮代町大字 須賀
一、九八八ノ一古利根寮内 田中
義敏外四十九名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇九六号 昭和四十六年二月十九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 福島県石川郡石川町字境の内九五
上野ヒサノ外七十四名
紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇九七号 昭和四十六年二月十九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願
請願者 岐阜県吉城郡神岡町玉川 門田春
外七十四名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇九八号 昭和四十六年二月十九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 岐阜県吉城郡神岡町坂巻 中家ヨシ
シ江外五十名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二〇九九号 昭和四十六年二月十九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願
請願者 神戸市葺合区中島通二ノハル一丁目聖書学院内 藤岡妙子外四名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一一〇〇号 昭和四十六年二月十九日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 静岡県伊東市玖須美元和田七〇二
ノ一三四 秋山智恵外三十四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一一五号 昭和四十六年二月二十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 福島県いわき市平堂根町三ノ一
永久保君校外七十四名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一一六号 昭和四十六年二月二十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都国立市谷保八、四五三
田幸子外四十五名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一二七号 昭和四十六年二月二十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神奈川県三浦郡葉山町一色一、〇

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一二八号 昭和四十六年二月二十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 愛知県西尾市南中根町長仙五四
鈴木隆夫外六十四名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一二九号 昭和四十六年二月二十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 愛媛県南宇和郡城辺町中町 堀井
モリ子外七十四名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三〇号 昭和四十六年二月二十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都町田市野津田町二、〇二四
綿貫しづ子外五十九名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三二号 昭和四十六年二月二十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 愛媛県新居浜市中須賀町一ノ四ノ
二六 大西ハルエ外百四十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三三二号 昭和四十六年二月二十日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都杉並区宮前四ノ二〇ノ一五
石渡明外七十四名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三六号 昭和四十六年二月二十二日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(四通)
請願者 東京都杉並区和泉四ノ一九ノ四
飯島徹外五百二十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三八四号 昭和四十六年二月二十三日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(四通)
請願者 山形県村山市大字湯沢二六 佐藤
カヨ子外二百十六名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三九三号 昭和四十六年二月二十四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(四通)
請願者 東京都目黒区緑ヶ丘一ノ一七ノ二
四 加藤恵子外百八名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四一〇号 昭和四十六年二月二十四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 青森市浪打二ノ六ノ三二 斎藤テ
ル外四十九名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市琴似町宮の森五八四 山田
勝美外百四十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一二二二号 昭和四十六年二月二十四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 長野県南安曇郡豊科町 小林功外
四十九名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一二二三号 昭和四十六年二月二十四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 名古屋市中千種区内山町三ノ七六
山本秀樹外七十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一二四四号 昭和四十六年二月二十四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 三重県伊勢市古市町二三五 東洋
介外百四十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一二五五号 昭和四十六年二月二十四日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都板橋区加賀二ノ四ノ三 加
藤保三外百四十九名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一二五九号 昭和四十六年二月二十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都杉並区方南二ノ二八ノ一四
森岡由美子外七十四名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一二六〇号 昭和四十六年二月二十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都板橋区大山金井町一〇ノ二
吉田荘内 北村恵子外三百十七名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三二七号 昭和四十六年二月二十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 新潟市太夫浜三二五敬和学園内
杉本茂外四十九名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三三八号 昭和四十六年二月二十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県浦和市本太二ノ六ノ九 堀
内晴夫外百四十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三一九号 昭和四十六年二月二十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県浦和市三三三、八八三 内
田敬治外八十九名

第一三二〇号 昭和四十六年二月二十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 京都市上京区室町通丸太町上ル
柏井忠夫外五十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三二二一号 昭和四十六年二月二十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 和歌山市黒田一三一ノ四 林友子
外七十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三二二二号 昭和四十六年二月二十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都練馬区栄町二四 石田喜一
外四百十名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一三二三三号 昭和四十六年二月二十五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 愛知県豊川市榎木通一ノ一四 今
泉明外百四十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一〇九三三三号 昭和四十六年二月十九日受理
山形県の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 山形県天童市大字天童甲四、一〇
三ノ五天童市長 阿部金蔵

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第一一二二二二号 昭和四十六年二月二十日受理
山形県の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 山形県天童市乙五五四全農林山形

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第一一六〇号 昭和四十六年二月二十二日受理
山形県の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 山形市旅籠町三ノ四ノ五一自治労
山形県本部内 遠藤文雄

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第一一七七号 昭和四十六年二月二十三日受理
山形県の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 山形県相生町五ノ四一全国電気通
信労働組合山形県支部内 須藤昭
夫

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第一一九四号 昭和四十六年二月二十四日受理
山形県の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 山形市相生町五ノ四一山形県公共
企業体等労働組合協議会内 松田
広義

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第一一二六号 昭和四十六年二月二十日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三通)
請願者 岩手県盛岡市八幡町一三ノ二〇岩
手県神社内 榎原寛外五十八名

紹介議員 岩動 道行君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一一五八号 昭和四十六年二月二十二日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(二十四通)
請願者 岩手県江刺市田原字宿の平一三七
千葉肇外七百六十名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一一八六号 昭和四十六年二月二十三日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願
請願者 福岡市大濠一ノ一〇福岡県神
社内 井上誠三外十六名

紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一二二九号 昭和四十六年二月二十五日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願
請願者 茨城県日立市多賀町大塚茨城県神
社庁多賀支部内 朝日正外千百八
名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一一三八号 昭和四十六年二月二十二日受理
兵庫朝来郡の寒冷地引上げ等に関する請願
請願者 兵庫朝来郡朝来町朝来朝来郡中
学校長会内 岡本秀一

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二一五号と同じである。

第一一五九号 昭和四十六年二月二十二日受理
元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願
請願者 大分県宇佐市大字樋田五六 白水
建三

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第一〇八号と同じである。

第一二三〇号 昭和四十六年二月二十五日受理
元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願
請願者 熊本市池田町一、一九一 永田多
々士

紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第一〇八号と同じである。

第一一七三三三号 昭和四十六年二月二十三日受理
兵庫県温泉町の寒冷地引上げ等に関する請願
請願者 兵庫県美方郡温泉町湯近畿農政局
兵庫統計調査事務所美方出張所内
寺谷薫

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二一八号と同じである。

第一二三三四号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時
金の控除についての選期期限延長に関する請願
請願者 広島市仁保四ノ一六ノ一八 梶原
トモコ外九百九十九名

紹介議員 足鹿 覺君
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時
金の控除についての選期期限を、今国会におい
て、再度延長された。

理由
昭和三十六年、国民年金法とともに、通算年金通
則法が施行されたが、適用される組合員にとつて
は、大きなマイナスの影響を与えるものであつ
た。すなわち、退職一時金の大部分が通算年金の
源泉として保留され、手取額が従来にくらべて著
しく低額となり、しかも、年金支払開始時期が共
済組合の五十五歳にくらべ、六十歳もしくは六十
五歳からとなり、また、遺族年金制度がない。こ
れらの理由から一定期間退職時に通算年金をとる
か、退職一時金をとるか、本人の自由選択が認め
られていたが、その期間は、男子については昭和
四十四年十月三十一日ですでにきており、女子
については、昭和四十六年五月三十一日をもつて
きれることになっている。もし、女子の自由選択
の期限が、昭和四十六年五月三十一日にきれると
すれば、婦人労働者の労働力確保上、重大な事態
が生じ、とりわけ、中堅層の婦人労働者が退職し
ていくことは労働条件上からも重大な問題であ
る。

第二二三五号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 東京都大田区西馬込二ノ八ノ二六
畑岡正子外九百九十九名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二三六号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 富山県中新川郡上市町若杉 種五
順子外九百九十九名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二三七号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 神奈川県秦野市本町三ノ六ノ一
草山敏子外九百九十九名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二三八号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 石川県金沢市長町三ノ一三ノ三四
加藤一美外九百九十九名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二三九号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 神奈川県川崎市南幸町一ノ一六久
保方 有賀ニヂ子外九百九十九名
紹介議員 木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。
第二二四〇号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 長野市大字浅川西条一三ノ二一
浅川団地八ノ五 山川文江外九百九十九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四一号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 横浜市緑区東本郷町二〇ノ二
津田晴江外九百九十九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四二号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 青森市大字大野字北片岡一九八
安藤ササ外九百九十九名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四三号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 名古屋市瑞穂区石川町四ノ一一
松本幸代外九百九十九名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四四号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 大阪市天王寺区堀越町七一 浜野

この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。
紹介議員 幸子外九百九十九名
中村 英男君

第二二四五号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 熊本県天草郡松島町合津 松岡清
美外九百九十九名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四六号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市榎町三三三 蔵持郁
子外九百九十九名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四七号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 東京都練馬区谷原二ノ一五の二二
吉田友江外九百九十九名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四八号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 大阪府生野区南生野町一ノ六八
木下和子外九百九十九名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二四九号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時

金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 大阪市東淀川区淡路本町二ノ五五
七 中山ミチ子外九百九十九名
紹介議員 松井 誠君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二五〇号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 静岡県浜松市西伊場町七ノ一 中
島妙子外九百九十九名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二五一号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 奈良県桜井市北町二丁目 井上
昭子外九百九十九名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二五二号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 大分県日田市石井町二丁目 矢野
喜代美外九百九十九名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二二五三号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時金の控除についての選択期限延長に関する請願
請願者 徳島市大原町余慶三八ノ九〇 西
内ミツ子外九百九十九名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第一二五四号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時
金の控除についての選択期限延長に関する請願

請願者 茨城県水戸市城東四ノ五ノ二 安
美代子外九百九十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一二三四号と同じである。

第一二五五号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時
金の控除についての選択期限延長に関する請願

請願者 千葉県松戸市きよしヶ丘二ノ一ノ
一 鈴木実外九百九十九名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一二三四号と同じである。

第一二五六号 昭和四十六年二月二十五日受理
通算年金通則法施行に伴う各共済組合の退職一時
金の控除についての選択期限延長に関する請願

請願者 鳥取県八頭郡河原町佐貫 中村一
子外九百九十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一二三四号と同じである。